



大分県きのこ生産資材 高騰対策事業のお知らせ



生産資材価格高騰によるきのこ生産者の経営への影響緩和のため、高騰した生産資材経費に対して支援します。

支援対象者

- ①と②の条件を満たすきのこ生産者
 - ①大分県内で自らしいたけ、えのきたけを栽培している生産者
 - 原木しいたけ生産者 : R5年度 (R6年春) に3万駒以上植菌した者
 - 菌床しいたけ、菌床えのきたけ生産者 : 生産量要件なし
 - ②きのこの販売収入が事業収入の過半を占める生産者

支援の金額

品目・生産方法ごとに資材価格上昇分の2分の1に相当する定額単価※1に令和5年の生産量※2を乗じた額を支援します (上限500万円)

支援金額

≦

定額の支援単価

×

令和5年の生産量
or R2~4生産量平均の低い方

品目	支援単価 (円/kg)	算出例	
乾しいたけ(原木)	13.1	1t	1万3,100円
生しいたけ(原木)	5.0	1t	5,000円
生しいたけ(菌床製造)	9.1	10t	9万1,000円
生しいたけ(菌床購入)	10.0	10t	10万円
えのきたけ(菌床購入)	1.3	10t	1万3,000円

※1 定額単価は、県が令和4年と令和5年の資材価格を調査・比較し上昇分を算出した数値を用います
 ※2 令和5年度または5年次の生産量または過去3年平均(R2~4)のどちらか低い数量が対象となります

スケジュール

令和6年

7~9月

○事業募集期間

9月

○(生産者)事業実施計画承認申請書の提出

10月

○(県)書類確認、補助金内示

11月

○(生産者)補助金交付申請書、請求書、実績報告書の提出

12月

○(県)生産者へ補助金を交付

申請方法

申請書類一式を地域管轄の**県振興局**へ提出してください。

● 申請期限：**令和6年9月30日(金)**

● 申請方法：直接紙で持参or郵送or担当者へメール送付

● 申請書類一式

① 事業実施計画承認申請書（第1号様式）

② 取組計画書（別紙1）

③ 計画チェックシート（別紙2）

①～③の様式は下記
ホームページに掲載

④ 生産量を証明する書類（令和5年度(年次)分、過去3年分）

「出荷証明書」「出荷伝票」「精算通知書」「売上仕切書」 など
※第三者が数量を証する書類であること

⑤ 収入の過半数がきのこの販売収入であることの確認書類

● 「決算書」又は「確定申告書」の写し（收受印又はe-Tax受信通知のあるもの・・・、ない場合は「納税証明書」を追加で添付）

⑥ 種駒購入証明書（対象品目が原木栽培の場合）

⑦ 菌床ブロック購入証明書（対象品目が菌床しいたけ(菌床購入)の場合）

事後報告

● 報告時期：令和7年10月頃

● 報告書類一式

① 令和6年度の**生産量**を証明する書類

※R6年の生産量および生産額が前年に比べ**3割以上減少**した場合は
補助金返還の対象となります。

② **チェックシート実績報告**

※取組について**現地検査**を要求する場合があります。

● その他、当補助金は国庫補助金が財源となっているため国の検査の対象となります。適正な書類の作成・整理・保管にご留意ください。

問い合わせ先

お問い合わせは下記振興局の林業・木材・椎茸班までお願いします。

県振興局	TEL	管轄市町村
東部振興局	0978-72-0156	国東市、別府市、杵築市、日出町、姫島村
中部振興局	097-506-5746	大分市、由布市、臼杵市、津久見市
南部振興局	0972-22-0393	佐伯市
豊肥振興局	0974-63-1174	豊後大野市、竹田市
西部振興局	0973-22-2585	九重町、玖珠町、日田市
北部振興局	0978-32-0622	中津市、宇佐市、豊後高田市

★申請様式や手続の詳細については、**大分県公式ホームページ**をご覧ください
「**大分県きのこ生産資材高騰対策事業**」で検索